

令和 8 年 3 月 2 日 招集

令 和 8 年

第1回美唄市議会定例会議案

令和 8 年 1 月 28 日 受理

例 月 現 金 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 8 年 3 月 2 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 現 金 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和7年 10月分、11月分、12月分  
一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金出納事務

2 検査の期日

|      | 一般会計・特別会計  | 公営企業会計     |
|------|------------|------------|
| 10月分 | 令和7年11月10日 | 令和7年11月25日 |
| 11月分 | 令和7年12月10日 | 令和7年12月22日 |
| 12月分 | 令和8年1月13日  | 令和8年1月22日  |

3 検査の結果

会計管理者等より提出された現金出納検査資料の計数について、金融機関発行の現金出納関係帳簿及び預金残高証明書類と照合した結果、令和7年10月、11月、12月末日現在における一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金出納事務は、正確であると認められた。

# 一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 10月

(単位：円)

| 会 計 等    | 前月末残高            | 本 月 収 入          | 本 月 支 出          | 本 月 末 残 高          | 本 月 末 残 高 内 訳    |
|----------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 一 般      | △ 737, 596, 206  | 679, 380, 895    | 1, 108, 810, 663 | △ 1, 167, 025, 974 | 預金               |
| 市 民 バ ス  | 189, 588         | 958, 570         | 3, 790, 365      | △ 2, 642, 207      | 2, 146, 022, 039 |
| 国民健康保険   | 83, 947, 948     | 170, 443, 714    | 226, 774, 129    | 27, 617, 533       | つり銭資金            |
| 介 護 保 険  | 335, 569, 953    | 233, 809, 718    | 242, 064, 417    | 327, 315, 254      | 1, 601, 000      |
| 介護サービス事業 | △ 38, 347, 127   | 13, 102, 361     | 17, 003, 715     | △ 42, 248, 481     | 合計               |
| 後期高齢者医療  | 78, 461, 495     | 14, 550, 200     | 87, 299, 761     | 5, 711, 934        | 2, 147, 623, 039 |
| 歳入歳出外現金  | 197, 032, 293    | 138, 394, 194    | 211, 531, 507    | 123, 894, 980      |                  |
| 基金繰替運用金  | 2, 875, 000, 000 | 0                | 0                | 2, 875, 000, 000   |                  |
| 一時借入金    | 0                | 0                | 0                | 0                  |                  |
| 合 計      | 2, 794, 257, 944 | 1, 250, 639, 652 | 1, 897, 274, 557 | 2, 147, 623, 039   |                  |

| 基 金                    | 前月末残高            | 本 月 収 入     | 本 月 支 出 | 本 月 末 残 高        | 本 月 末 残 高 内 訳    |
|------------------------|------------------|-------------|---------|------------------|------------------|
| 財 政 調 整                | 1, 436, 516, 421 | 0           | 0       | 1, 436, 516, 421 | 繰替運用金            |
| 減 債                    | 26, 803, 225     | 0           | 0       | 26, 803, 225     | 2, 875, 000, 000 |
| 過疎地域持続的<br>発展特別事業      | 181, 708, 927    | 0           | 0       | 181, 708, 927    | 預金               |
| D X 推 進                | 2, 001, 534      | 0           | 0       | 2, 001, 534      | 1, 091, 125, 691 |
| 国民健康保険<br>支 払 準 備      | 331, 684, 339    | 6, 831, 488 | 0       | 338, 515, 827    | 合計               |
| 福 祉                    | 306, 317, 492    | 0           | 0       | 306, 317, 492    | 3, 966, 125, 691 |
| 介 護 給 付 費<br>支 払 準 備   | 258, 972, 398    | 0           | 0       | 258, 972, 398    |                  |
| 受動喫煙防止<br>健康づくり        | 8, 216, 614      | 0           | 0       | 8, 216, 614      |                  |
| 農 業 振 興                | 197, 923, 797    | 0           | 0       | 197, 923, 797    |                  |
| 交 流 拠 点<br>施 設 整 備     | 75, 358, 355     | 0           | 0       | 75, 358, 355     |                  |
| 森林環境整備                 | 6, 808, 903      | 0           | 0       | 6, 808, 903      |                  |
| コロナ利子補給                | 68, 188          | 0           | 0       | 68, 188          |                  |
| 商 工 業 振 興              | 100, 074, 035    | 0           | 0       | 100, 074, 035    |                  |
| 地域医療推進                 | 402, 323, 172    | 0           | 0       | 402, 323, 172    |                  |
| 青 少 年 育 成              | 343, 393, 423    | 0           | 0       | 343, 393, 423    |                  |
| 文化・スポーツ                | 81, 681, 698     | 0           | 0       | 81, 681, 698     |                  |
| アルテピアッツァ               | 99, 262, 613     | 0           | 0       | 99, 262, 613     |                  |
| 学 校 教 育<br>施 設 整 備     | 100, 179, 069    | 0           | 0       | 100, 179, 069    |                  |
| 合 計                    | 3, 959, 294, 203 | 6, 831, 488 | 0       | 3, 966, 125, 691 |                  |
| 繰 替 運 用 金<br>を 除 く 残 高 | 1, 084, 294, 203 | /           | /       | 1, 091, 125, 691 |                  |

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備

# 一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 11月

(単位：円)

| 会 計 等    | 前月末残高           | 本 月 収 入       | 本 月 支 出       | 本 月 末 残 高     | 本 月 末 残 高 内 訳 |
|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一 般      | △ 1,167,025,974 | 2,112,573,594 | 1,486,061,876 | △ 540,514,256 | 預金            |
| 市 民 バ ス  | △ 2,642,207     | 9,774,935     | 3,348,049     | 3,784,679     | 3,105,118,495 |
| 国民健康保険   | 27,617,533      | 251,826,819   | 231,452,307   | 47,992,045    | つり銭資金         |
| 介 護 保 険  | 327,315,254     | 338,657,711   | 246,903,850   | 419,069,115   | 1,601,000     |
| 介護サービス事業 | △ 42,248,481    | 27,835,193    | 16,837,467    | △ 31,250,755  | 合計            |
| 後期高齢者医療  | 5,711,934       | 179,794,400   | 51,171,569    | 134,334,765   | 3,106,719,495 |
| 歳入歳出外現金  | 123,894,980     | 210,441,396   | 136,032,474   | 198,303,902   |               |
| 基金繰替運用金  | 2,875,000,000   | 0             | 0             | 2,875,000,000 |               |
| 一時借入金    | 0               | 0             | 0             | 0             |               |
| 合 計      | 2,147,623,039   | 3,130,904,048 | 2,171,807,592 | 3,106,719,495 |               |

| 基 金                    | 前月末残高         | 本 月 収 入 | 本 月 支 出 | 本 月 末 残 高     | 本 月 末 残 高 内 訳 |
|------------------------|---------------|---------|---------|---------------|---------------|
| 財 政 調 整                | 1,436,516,421 | 0       | 0       | 1,436,516,421 | 繰替運用金         |
| 減 債                    | 26,803,225    | 0       | 0       | 26,803,225    | 2,875,000,000 |
| 過疎地域持続的<br>発展特別事業      | 181,708,927   | 0       | 0       | 181,708,927   | 預金            |
| D X 推 進                | 2,001,534     | 0       | 0       | 2,001,534     | 1,091,125,691 |
| 国民健康保険<br>支 払 準 備      | 338,515,827   | 0       | 0       | 338,515,827   | 合計            |
| 福 祉                    | 306,317,492   | 0       | 0       | 306,317,492   | 3,966,125,691 |
| 介 護 給 付 費<br>支 払 準 備   | 258,972,398   | 0       | 0       | 258,972,398   |               |
| 受動喫煙防止<br>健康づくり        | 8,216,614     | 0       | 0       | 8,216,614     |               |
| 農 業 振 興                | 197,923,797   | 0       | 0       | 197,923,797   |               |
| 交 流 拠 点<br>施 設 整 備     | 75,358,355    | 0       | 0       | 75,358,355    |               |
| 森林環境整備                 | 6,808,903     | 0       | 0       | 6,808,903     |               |
| コロナ利子補給                | 68,188        | 0       | 0       | 68,188        |               |
| 商 工 業 振 興              | 100,074,035   | 0       | 0       | 100,074,035   |               |
| 地域医療推進                 | 402,323,172   | 0       | 0       | 402,323,172   |               |
| 青 少 年 育 成              | 343,393,423   | 0       | 0       | 343,393,423   |               |
| 文化・スポーツ                | 81,681,698    | 0       | 0       | 81,681,698    |               |
| アルテピアッツァ               | 99,262,613    | 0       | 0       | 99,262,613    |               |
| 学 校 教 育<br>施 設 整 備     | 100,179,069   | 0       | 0       | 100,179,069   |               |
| 合 計                    | 3,966,125,691 | 0       | 0       | 3,966,125,691 |               |
| 繰 替 運 用 金<br>を 除 く 残 高 | 1,091,125,691 | 0       | 0       | 1,091,125,691 |               |

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備

# 一般会計及び特別会計 現金収支残高表

令和7年 12月

(単位：円)

| 会 計 等    | 前月末残高         | 本 月 収 入       | 本 月 支 出       | 本 月 末 残 高       | 本 月 末 残 高 内 訳 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| 一 般      | △ 540,514,256 | 947,489,450   | 1,698,125,407 | △ 1,291,150,213 | 預金            |
| 市 民 バ ス  | 3,784,679     | 839,275       | 4,406,258     | 217,696         | 1,854,274,812 |
| 国民健康保険   | 47,992,045    | 193,520,445   | 351,166,368   | △ 109,653,878   | つり銭資金         |
| 介 護 保 険  | 419,069,115   | 120,174,947   | 271,679,114   | 267,564,948     | 1,601,000     |
| 介護サービス事業 | △ 31,250,755  | 11,763,150    | 36,334,602    | △ 55,822,207    | 合計            |
| 後期高齢者医療  | 134,334,765   | 12,194,200    | 94,311,027    | 52,217,938      | 1,855,875,812 |
| 歳入歳出外現金  | 198,303,902   | 213,021,546   | 293,823,920   | 117,501,528     |               |
| 基金繰替運用金  | 2,875,000,000 | 0             | 0             | 2,875,000,000   |               |
| 一時借入金    | 0             | 0             | 0             | 0               |               |
| 合 計      | 3,106,719,495 | 1,499,003,013 | 2,749,846,696 | 1,855,875,812   |               |

| 基 金                    | 前月末残高         | 本 月 収 入 | 本 月 支 出 | 本 月 末 残 高     | 本 月 末 残 高 内 訳 |
|------------------------|---------------|---------|---------|---------------|---------------|
| 財 政 調 整                | 1,436,516,421 | 0       | 0       | 1,436,516,421 | 繰替運用金         |
| 減 債                    | 26,803,225    | 0       | 0       | 26,803,225    | 2,875,000,000 |
| 過疎地域持続的<br>発展特別事業      | 181,708,927   | 0       | 0       | 181,708,927   | 預金            |
| D X 推 進                | 2,001,534     | 0       | 0       | 2,001,534     | 1,091,125,691 |
| 国民健康保険<br>支 払 準 備      | 338,515,827   | 0       | 0       | 338,515,827   | 合計            |
| 福 祉                    | 306,317,492   | 0       | 0       | 306,317,492   | 3,966,125,691 |
| 介護給付費<br>支 払 準 備       | 258,972,398   | 0       | 0       | 258,972,398   |               |
| 受動喫煙防止<br>健康づくり        | 8,216,614     | 0       | 0       | 8,216,614     |               |
| 農 業 振 興                | 197,923,797   | 0       | 0       | 197,923,797   |               |
| 交 流 拠 点<br>施 設 整 備     | 75,358,355    | 0       | 0       | 75,358,355    |               |
| 森林環境整備                 | 6,808,903     | 0       | 0       | 6,808,903     |               |
| コロナ利子補給                | 68,188        | 0       | 0       | 68,188        |               |
| 商 工 業 振 興              | 100,074,035   | 0       | 0       | 100,074,035   |               |
| 地域医療推進                 | 402,323,172   | 0       | 0       | 402,323,172   |               |
| 青少年育成                  | 343,393,423   | 0       | 0       | 343,393,423   |               |
| 文化・スポーツ                | 81,681,698    | 0       | 0       | 81,681,698    |               |
| アルテピアッツァ               | 99,262,613    | 0       | 0       | 99,262,613    |               |
| 学 校 教 育<br>施 設 整 備     | 100,179,069   | 0       | 0       | 100,179,069   |               |
| 合 計                    | 3,966,125,691 | 0       | 0       | 3,966,125,691 |               |
| 繰 替 運 用 金<br>を 除 く 残 高 | 1,091,125,691 | 0       | 0       | 1,091,125,691 |               |

※コロナ利子補給：新型コロナウイルス感染症対策利子補給、アルテピアッツァ：安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備



病院事業会計試算表

令和7年 11月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目           | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|-------------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |                   | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |                   | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )       |             |                |                |
|                | 3,856,042      | 1,119,521   | 医 業 収 益           | 96,242,573  | 934,953,944    | 931,097,902    |
|                |                |             | 医 業 外 収 益         | 3,316,380   | 296,653,191    | 296,653,191    |
|                |                |             | 特 別 利 益           |             | 823,731        | 823,731        |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )       |             |                |                |
| 947,251,238    | 947,368,143    | 130,738,872 | 医 業 費 用           | 55,685      | 116,905        |                |
| 1,004,798      | 1,004,798      | 71,419      | 医 業 外 費 用         |             |                |                |
| 2,144,876      | 2,144,876      | 300         | 特 別 損 失           |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )       |             |                |                |
| 5,906,068,266  | 5,906,068,266  | 1,970,000   | 有 形 固 定 資 産       |             | 642,372,749    | 642,372,749    |
| 521,940        | 521,940        |             | 無 形 固 定 資 産       |             |                |                |
| 478,224,515    | 478,224,515    | 40,000      | 投 資               |             |                |                |
| 735,504,542    | 3,260,588,757  | 195,494,727 | 現 金 預 金           | 239,316,564 | 2,525,084,215  |                |
| 156,864,556    | 801,270,951    | 83,673,685  | 未 収 金             | 73,341,132  | 644,406,395    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金         |             | 190,000        | 190,000        |
| 4,380,696      | 50,941,102     | 7,390,146   | 貯 蔵 品             | 7,199,746   | 46,560,406     |                |
|                |                |             | 前 払 費 用           |             |                |                |
| 80,310,000     | 81,035,830     | 40,900      | 前 払 金             | 40,900      | 725,830        |                |
| 549,810        | 549,810        |             | つ り 銭 資 金         |             |                |                |
| 5,958,243      | 5,958,243      | 936,013     | そ の 他 流 動 資 産     |             |                |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )       |             |                |                |
|                |                |             | 企 業 債 ( 固 定 負 債 ) |             | 4,111,810,684  | 4,111,810,684  |
|                |                |             | 引 当 金 ( 固 定 負 債 ) |             | 677,856,000    | 677,856,000    |
|                |                |             | 一 時 借 入 金         |             |                |                |
|                | 79,490,279     |             | 企 業 債 ( 流 動 負 債 ) |             | 159,005,961    | 79,515,682     |
|                | 1,186,663,186  | 132,461,229 | 未 払 金             | 133,854,269 | 1,238,171,411  | 51,508,225     |
|                | 68,317,410     |             | 引 当 金 ( 流 動 負 債 ) |             | 81,789,556     | 13,472,146     |
|                | 113,303,567    | 9,669,733   | そ の 他 流 動 負 債     | 10,239,296  | 114,010,567    | 707,000        |
|                |                |             | 長 期 前 受 金         |             | 1,115,623,114  | 1,115,623,114  |
| 68,031,616     | 68,031,616     |             | 収 益 化 累 計 額       |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )       |             |                |                |
|                |                |             | 資 本 金             |             | 3,008,917,255  | 3,008,917,255  |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金         |             | 5,820,440      | 5,820,440      |
| 2,549,553,023  | 2,549,553,023  |             | 欠 損 金             |             |                |                |
| 10,936,368,119 | 15,604,892,354 | 563,606,545 | 合 計               | 563,606,545 | 15,604,892,354 | 10,936,368,119 |

病院事業会計試算表

令和7年 12月

(単位：円)

| 借 方            |                |               | 勘 定 科 目           | 貸 方           |                |                |
|----------------|----------------|---------------|-------------------|---------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |               |                   | 合 計           |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月           |                   | 当 月           | 累 計            |                |
|                |                |               | ( 収 益 勘 定 )       |               |                |                |
|                | 5,218,947      | 1,362,905     | 医 業 収 益           | 102,866,485   | 1,037,820,429  | 1,032,601,482  |
|                |                |               | 医 業 外 収 益         | 509,223       | 297,162,414    | 297,162,414    |
|                |                |               | 特 別 利 益           |               | 823,731        | 823,731        |
|                |                |               | ( 費 用 勘 定 )       |               |                |                |
| 1,196,411,025  | 1,196,533,564  | 249,165,421   | 医 業 費 用           | 5,634         | 122,539        |                |
| 1,097,668      | 1,097,668      | 92,870        | 医 業 外 費 用         |               |                |                |
| 2,144,876      | 2,144,876      |               | 特 別 損 失           |               |                |                |
|                |                |               | ( 資 産 勘 定 )       |               |                |                |
| 5,906,068,266  | 5,906,068,266  |               | 有 形 固 定 資 産       |               | 642,372,749    | 642,372,749    |
| 521,940        | 521,940        |               | 無 形 固 定 資 産       |               |                |                |
| 478,264,515    | 478,264,515    | 40,000        | 投 資               |               |                |                |
| 574,093,548    | 3,660,709,668  | 400,120,911   | 現 金 預 金           | 561,531,905   | 3,086,616,120  |                |
| 174,693,238    | 894,179,500    | 92,908,549    | 未 収 金             | 75,079,867    | 719,486,262    |                |
|                |                |               | 貸 倒 引 当 金         |               | 190,000        | 190,000        |
| 6,480,662      | 62,385,492     | 11,444,390    | 貯 蔵 品             | 9,344,424     | 55,904,830     |                |
|                |                |               | 前 払 費 用           |               |                |                |
| 80,310,000     | 81,065,830     | 30,000        | 前 払 金             | 30,000        | 755,830        |                |
| 549,810        | 549,810        |               | つ り 銭 資 金         |               |                |                |
| 7,102,118      | 7,102,118      | 1,143,875     | そ の 他 流 動 資 産     |               |                |                |
|                |                |               | ( 負 債 勘 定 )       |               |                |                |
|                |                |               | 企 業 債 ( 固 定 負 債 ) |               | 4,111,810,684  | 4,111,810,684  |
|                |                |               | 引 当 金 ( 固 定 負 債 ) |               | 677,856,000    | 677,856,000    |
|                |                |               | 一 時 借 入 金         |               |                |                |
|                | 79,490,279     |               | 企 業 債 ( 流 動 負 債 ) |               | 159,005,961    | 79,515,682     |
|                | 1,431,731,918  | 245,068,732   | 未 払 金             | 250,398,745   | 1,488,570,156  | 56,838,238     |
|                | 68,317,410     |               | 引 当 金 ( 流 動 負 債 ) |               | 81,789,556     | 13,472,146     |
|                | 145,363,607    | 32,060,040    | そ の 他 流 動 負 債     | 33,671,410    | 147,681,977    | 2,318,370      |
|                |                |               | 長 期 前 受 金         |               | 1,115,623,114  | 1,115,623,114  |
| 68,031,616     | 68,031,616     |               | 収 益 化 累 計 額       |               |                |                |
|                |                |               | ( 資 本 勘 定 )       |               |                |                |
|                |                |               | 資 本 金             |               | 3,008,917,255  | 3,008,917,255  |
|                |                |               | 資 本 剰 余 金         |               | 5,820,440      | 5,820,440      |
| 2,549,553,023  | 2,549,553,023  |               | 欠 損 金             |               |                |                |
| 11,045,322,305 | 16,638,330,047 | 1,033,437,693 | 合 計               | 1,033,437,693 | 16,638,330,047 | 11,045,322,305 |

水道事業会計試算表

令和7年 10月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目       | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|---------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |               | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |               | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )   |             |                |                |
|                | 11,674         | 988         | 営 業 収 益       | 36,886,487  | 278,442,552    | 278,430,878    |
|                |                |             | 営 業 外 収 益     | 68,749      | 40,523,747     | 40,523,747     |
|                |                |             | 特 別 利 益       |             |                |                |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )   |             |                |                |
| 161,050,741    | 161,908,387    | 22,385,790  | 営 業 費 用       |             | 857,646        |                |
| 23,831,675     | 23,831,675     |             | 営 業 外 費 用     |             |                |                |
|                |                |             | 特 別 損 失       |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )   |             |                |                |
| 12,215,773,171 | 12,215,941,791 | 820,224     | 有 形 固 定 資 産   | 168,620     | 6,103,397,563  | 6,103,228,943  |
| 1,368,300      | 1,368,300      |             | 無 形 固 定 資 産   |             |                |                |
| 194,347,391    | 734,691,614    | 70,532,802  | 現 金 預 金       | 82,857,655  | 540,344,223    |                |
| 13,828,597     | 421,066,291    | 40,661,376  | 未 収 金         | 42,345,443  | 407,237,694    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金     |             | 5,066,103      | 5,066,103      |
| 9,373,825      | 28,579,625     | 77,200      | 貯 蔵 品         | 170,900     | 19,205,800     |                |
|                |                |             | 短 期 貸 付 金     |             |                |                |
|                |                |             | 前 払 費 用       |             |                |                |
| 26,890,000     | 26,890,000     |             | 前 払 金         |             |                |                |
| 16,783,285     | 16,867,946     | 2,107,559   | そ の 他 流 動 資 産 |             | 84,661         |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 企 業 債         |             | 3,109,043,132  | 3,109,043,132  |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 引 当 金         |             | 51,742,793     | 51,742,793     |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 一 時 借 入 金     |             |                |                |
|                | 327,859,216    | 46,801,377  | 未 払 金         | 24,626,481  | 350,563,445    | 22,704,229     |
|                | 1,088,238      |             | 前 受 金         |             | 1,088,238      |                |
|                | 183,428,060    | 36,033,247  | 預 り 金         | 28,613,218  | 211,606,334    | 28,178,274     |
|                | 119,116,419    |             | 企 業 債         |             | 239,236,967    | 120,120,548    |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 2,104,000      |             | 引 当 金         |             | 2,104,000      |                |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 1,167          | 99          | そ の 他 流 動 負 債 | 3,683,109   | 27,822,279     | 27,821,112     |
|                |                |             | 長 期 前 受 金     |             | 2,826,625,864  | 2,826,625,864  |
| 1,209,120,077  | 1,209,120,077  |             | 収 益 化 累 計 額   |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 資 本 金         |             | 893,034,043    | 893,034,043    |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金     |             | 120,201,460    | 120,201,460    |
|                |                |             | 利 益 剰 余 金     |             | 245,645,936    | 245,645,936    |
| 13,872,367,062 | 15,473,874,480 | 219,420,662 | 合 計           | 219,420,662 | 15,473,874,480 | 13,872,367,062 |

水道事業会計試算表

令和7年 11月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目       | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|---------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |               | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |               | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )   |             |                |                |
|                | 21,776         | 10,102      | 営 業 収 益       | 39,939,614  | 318,382,166    | 318,360,390    |
|                |                |             | 営 業 外 収 益     | 188,036     | 40,711,783     | 40,711,783     |
|                |                |             | 特 別 利 益       |             |                |                |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )   |             |                |                |
| 187,603,178    | 188,460,824    | 26,552,437  | 営 業 費 用       |             | 857,646        |                |
| 23,849,515     | 23,849,515     | 17,840      | 営 業 外 費 用     |             |                |                |
|                |                |             | 特 別 損 失       |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )   |             |                |                |
| 12,216,835,532 | 12,217,004,152 | 1,062,361   | 有 形 固 定 資 産   |             | 6,103,397,563  | 6,103,228,943  |
| 1,368,300      | 1,368,300      |             | 無 形 固 定 資 産   |             |                |                |
| 211,944,088    | 809,389,249    | 74,697,635  | 現 金 預 金       | 57,100,938  | 597,445,161    |                |
| 16,990,169     | 465,216,926    | 44,150,635  | 未 収 金         | 40,989,063  | 448,226,757    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金     |             | 5,066,103      | 5,066,103      |
| 9,481,525      | 28,807,165     | 227,540     | 貯 蔵 品         | 119,840     | 19,325,640     |                |
|                |                |             | 短 期 貸 付 金     |             |                |                |
|                |                |             | 前 払 費 用       |             |                |                |
| 26,890,000     | 26,890,000     |             | 前 払 金         |             |                |                |
| 19,320,269     | 19,404,930     | 2,536,984   | そ の 他 流 動 資 産 |             | 84,661         |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 企 業 債         |             | 3,109,043,132  | 3,109,043,132  |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 引 当 金         |             | 51,742,793     | 51,742,793     |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 一 時 借 入 金     |             |                |                |
|                | 356,319,895    | 28,460,679  | 未 払 金         | 29,848,530  | 380,411,975    | 24,092,080     |
|                | 1,088,238      |             | 前 受 金         |             | 1,088,238      |                |
|                | 212,051,174    | 28,623,114  | 預 り 金         | 34,148,476  | 245,754,810    | 33,703,636     |
|                | 119,116,419    |             | 企 業 債         |             | 239,236,967    | 120,120,548    |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 2,104,000      |             | 引 当 金         |             | 2,104,000      |                |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 2,177          | 1,010       | そ の 他 流 動 負 債 | 4,005,840   | 31,828,119     | 31,825,942     |
|                |                |             | 長 期 前 受 金     |             | 2,826,625,864  | 2,826,625,864  |
| 1,209,120,077  | 1,209,120,077  |             | 収 益 化 累 計 額   |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 資 本 金         |             | 893,034,043    | 893,034,043    |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金     |             | 120,201,460    | 120,201,460    |
|                |                |             | 利 益 剰 余 金     |             | 245,645,936    | 245,645,936    |
| 13,923,402,653 | 15,680,214,817 | 206,340,337 | 合 計           | 206,340,337 | 15,680,214,817 | 13,923,402,653 |

水道事業会計試算表

令和7年 12月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目       | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|---------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |               | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |               | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )   |             |                |                |
|                | 21,776         |             | 営 業 収 益       | 34,341,032  | 352,723,198    | 352,701,422    |
|                |                |             | 営 業 外 収 益     |             | 40,711,783     | 40,711,783     |
|                |                |             | 特 別 利 益       |             |                |                |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )   |             |                |                |
| 211,151,667    | 212,009,313    | 23,548,489  | 営 業 費 用       |             | 857,646        |                |
| 23,849,515     | 23,849,515     |             | 営 業 外 費 用     |             |                |                |
|                |                |             | 特 別 損 失       |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )   |             |                |                |
| 12,254,006,800 | 12,254,175,420 | 37,171,268  | 有 形 固 定 資 産   |             | 6,103,397,563  | 6,103,228,943  |
| 1,368,300      | 1,368,300      |             | 無 形 固 定 資 産   |             |                |                |
| 163,621,366    | 829,706,377    | 20,317,128  | 現 金 預 金       | 68,639,850  | 666,085,011    |                |
| 43,001,687     | 502,986,903    | 37,769,977  | 未 収 金         | 11,758,459  | 459,985,216    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金     |             | 5,066,103      | 5,066,103      |
| 9,464,225      | 28,842,165     | 35,000      | 貯 蔵 品         | 52,300      | 19,377,940     |                |
|                |                |             | 短 期 貸 付 金     |             |                |                |
|                |                |             | 前 払 費 用       |             |                |                |
| 19,795,700     | 27,685,700     | 795,700     | 前 払 金         | 7,890,000   | 7,890,000      |                |
| 24,856,457     | 24,941,118     | 5,536,188   | そ の 他 流 動 資 産 |             | 84,661         |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 企 業 債         |             | 3,109,043,132  | 3,109,043,132  |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 引 当 金         |             | 51,742,793     | 51,742,793     |
|                |                |             | ( 固 定 負 債 )   |             |                |                |
|                |                |             | 一 時 借 入 金     |             |                |                |
|                | 389,377,141    | 33,057,246  | 未 払 金         | 57,270,127  | 437,682,102    | 48,304,961     |
|                | 1,088,238      |             | 前 受 金         |             | 1,088,238      |                |
|                | 246,833,328    | 34,782,154  | 預 り 金         | 9,637,187   | 255,391,997    | 8,558,669      |
|                | 119,116,419    |             | 企 業 債         |             | 239,236,967    | 120,120,548    |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 2,104,000      |             | 引 当 金         |             | 2,104,000      |                |
|                |                |             | ( 流 動 負 債 )   |             |                |                |
|                | 2,177          |             | そ の 他 流 動 負 債 | 3,424,195   | 35,252,314     | 35,250,137     |
|                |                |             | 長 期 前 受 金     |             | 2,826,625,864  | 2,826,625,864  |
| 1,209,120,077  | 1,209,120,077  |             | 収 益 化 累 計 額   |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )   |             |                |                |
|                |                |             | 資 本 金         |             | 893,034,043    | 893,034,043    |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金     |             | 120,201,460    | 120,201,460    |
|                |                |             | 利 益 剰 余 金     |             | 245,645,936    | 245,645,936    |
| 13,960,235,794 | 15,873,227,967 | 193,013,150 | 合 計           | 193,013,150 | 15,873,227,967 | 13,960,235,794 |

工業用水道事業会計試算表

令和7年 10月

(単位：円)

| 借 方           |               |           | 勘 定 科 目              | 貸 方       |               |               |
|---------------|---------------|-----------|----------------------|-----------|---------------|---------------|
| 残 高           | 合 計           |           |                      | 合 計       |               | 残 高           |
|               | 累 計           | 当 月       |                      | 当 月       | 累 計           |               |
|               |               |           | ( 収 益 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 営 業 収 益              | 318,120   | 2,129,754     | 2,129,754     |
|               |               |           | 営 業 外 収 益            |           | 34,000,000    | 34,000,000    |
|               |               |           | 特 別 利 益              |           |               |               |
|               |               |           | ( 費 用 勘 定 )          |           |               |               |
| 6,537,163     | 6,537,163     | 540,553   | 営 業 費 用              |           |               |               |
| 1,940,240     | 1,940,240     |           | 営 業 外 費 用            |           |               |               |
|               |               |           | 特 別 損 失              |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 産 勘 定 )          |           |               |               |
| 2,536,181,079 | 2,536,181,079 |           | 有 形 固 定 資 産          |           | 1,465,268,381 | 1,465,268,381 |
| 976,500       | 976,500       |           | 無 形 固 定 資 産          |           |               |               |
| 18,420,964    | 62,949,530    | 415,415   | 現 金 預 金              | 6,153,383 | 44,528,566    |               |
| 13,502        | 36,605,966    | 349,929   | 未 収 金                | 415,415   | 36,592,464    |               |
|               |               |           | 短 期 貸 付 金            |           |               |               |
|               |               |           | 前 払 費 用              |           |               |               |
|               | 18,310,000    |           | 前 払 金                |           | 18,310,000    |               |
| 2,438,056     | 2,438,056     | 18,709    | そ の 他 流 動 資 産        |           |               |               |
|               |               |           | ( 負 債 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 企 業 債<br>( 固 定 負 債 ) |           | 403,858,692   | 403,858,692   |
|               |               |           | 引 当 金<br>( 固 定 負 債 ) |           | 1,902,900     | 1,902,900     |
|               |               |           | 一 時 借 入 金            |           |               |               |
|               | 25,293,994    | 6,084,350 | 未 払 金                | 490,229   | 25,426,949    | 132,955       |
|               |               |           | 前 受 金                |           |               |               |
|               | 481,852       | 69,033    | 預 り 金                | 69,033    | 481,852       |               |
|               | 12,330,090    |           | 企 業 債<br>( 流 動 負 債 ) |           | 24,707,517    | 12,377,427    |
|               | 448,000       |           | 引 当 金<br>( 流 動 負 債 ) |           | 448,000       |               |
|               |               |           | そ の 他 流 動 負 債        | 31,809    | 212,957       | 212,957       |
|               |               |           | 長 期 前 受 金            |           | 1,227,370,712 | 1,227,370,712 |
| 769,873,621   | 769,873,621   |           | 収 益 化 累 計 額          |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 本 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 資 本 金                |           | 567,594,701   | 567,594,701   |
|               |               |           | 資 本 剰 余 金            |           | 95,697,999    | 95,697,999    |
| 474,165,353   | 474,165,353   |           | 欠 損 金                |           |               |               |
| 3,810,546,478 | 3,948,531,444 | 7,477,989 | 合 計                  | 7,477,989 | 3,948,531,444 | 3,810,546,478 |

工業用水道事業会計試算表

令和7年 11月

(単位：円)

| 借 方           |               |           | 勘 定 科 目              | 貸 方       |               |               |
|---------------|---------------|-----------|----------------------|-----------|---------------|---------------|
| 残 高           | 合 計           |           |                      | 合 計       |               | 残 高           |
|               | 累 計           | 当 月       |                      | 当 月       | 累 計           |               |
|               |               |           | ( 収 益 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 営 業 収 益              | 292,974   | 2,422,728     | 2,422,728     |
|               |               |           | 営 業 外 収 益            |           | 34,000,000    | 34,000,000    |
|               |               |           | 特 別 利 益              |           |               |               |
|               |               |           | ( 費 用 勘 定 )          |           |               |               |
| 7,472,052     | 7,483,204     | 946,041   | 営 業 費 用              | 11,152    | 11,152        |               |
| 1,940,240     | 1,940,240     |           | 営 業 外 費 用            |           |               |               |
|               |               |           | 特 別 損 失              |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 産 勘 定 )          |           |               |               |
| 2,536,181,079 | 2,536,181,079 |           | 有 形 固 定 資 産          |           | 1,465,268,381 | 1,465,268,381 |
| 976,500       | 976,500       |           | 無 形 固 定 資 産          |           |               |               |
| 17,686,685    | 63,219,933    | 270,403   | 現 金 預 金              | 1,004,682 | 45,533,248    |               |
| 76,519        | 36,939,386    | 333,420   | 未 収 金                | 270,403   | 36,862,867    |               |
|               |               |           | 短 期 貸 付 金            |           |               |               |
|               |               |           | 前 払 費 用              |           |               |               |
|               | 18,310,000    |           | 前 払 金                |           | 18,310,000    |               |
| 2,485,156     | 2,485,156     | 47,100    | そ の 他 流 動 資 産        |           |               |               |
|               |               |           | ( 負 債 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 企 業 債<br>( 固 定 負 債 ) |           | 403,858,692   | 403,858,692   |
|               |               |           | 引 当 金<br>( 固 定 負 債 ) |           | 1,902,900     | 1,902,900     |
|               |               |           | 一 時 借 入 金            |           |               |               |
|               | 26,229,213    | 935,219   | 未 払 金                | 923,678   | 26,350,627    | 121,414       |
|               |               |           | 前 受 金                |           |               |               |
|               | 551,315       | 69,463    | 預 り 金                | 69,463    | 551,315       |               |
|               | 12,330,090    |           | 企 業 債<br>( 流 動 負 債 ) |           | 24,707,517    | 12,377,427    |
|               | 448,000       |           | 引 当 金<br>( 流 動 負 債 ) |           | 448,000       |               |
|               |               |           | そ の 他 流 動 負 債        | 29,294    | 242,251       | 242,251       |
|               |               |           | 長 期 前 受 金            |           | 1,227,370,712 | 1,227,370,712 |
| 769,873,621   | 769,873,621   |           | 収 益 化 累 計 額          |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 本 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 資 本 金                |           | 567,594,701   | 567,594,701   |
|               |               |           | 資 本 剰 余 金            |           | 95,697,999    | 95,697,999    |
| 474,165,353   | 474,165,353   |           | 欠 損 金                |           |               |               |
| 3,810,857,205 | 3,951,133,090 | 2,601,646 | 合 計                  | 2,601,646 | 3,951,133,090 | 3,810,857,205 |

## 工業用水道事業会計試算表

令和7年 12月

(単位：円)

| 借 方           |               |           | 勘 定 科 目              | 貸 方       |               |               |
|---------------|---------------|-----------|----------------------|-----------|---------------|---------------|
| 残 高           | 合 計           |           |                      | 合 計       |               | 残 高           |
|               | 累 計           | 当 月       |                      | 当 月       | 累 計           |               |
|               |               |           | ( 収 益 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 営 業 収 益              | 296,010   | 2,718,738     | 2,718,738     |
|               |               |           | 営 業 外 収 益            |           | 34,000,000    | 34,000,000    |
|               |               |           | 特 別 利 益              |           |               |               |
|               |               |           | ( 費 用 勘 定 )          |           |               |               |
| 9,510,034     | 9,521,186     | 2,037,982 | 営 業 費 用              |           | 11,152        |               |
| 1,940,240     | 1,940,240     |           | 営 業 外 費 用            |           |               |               |
|               |               |           | 特 別 損 失              |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 産 勘 定 )          |           |               |               |
| 2,536,181,079 | 2,536,181,079 |           | 有 形 固 定 資 産          |           | 1,465,268,381 | 1,465,268,381 |
| 976,500       | 976,500       |           | 無 形 固 定 資 産          |           |               |               |
| 16,526,451    | 63,309,011    | 89,078    | 現 金 預 金              | 1,249,312 | 46,782,560    |               |
| 313,051       | 37,264,996    | 325,610   | 未 収 金                | 89,078    | 36,951,945    |               |
|               |               |           | 短 期 貸 付 金            |           |               |               |
|               |               |           | 前 払 費 用              |           |               |               |
|               | 18,310,000    |           | 前 払 金                |           | 18,310,000    |               |
| 2,584,627     | 2,584,627     | 99,471    | そ の 他 流 動 資 産        |           |               |               |
|               |               |           | ( 負 債 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 企 業 債<br>( 固 定 負 債 ) |           | 403,858,692   | 403,858,692   |
|               |               |           | 引 当 金<br>( 固 定 負 債 ) |           | 1,902,900     | 1,902,900     |
|               |               |           | 一 時 借 入 金            |           |               |               |
|               | 27,292,369    | 1,063,156 | 未 払 金                | 1,951,297 | 28,301,924    | 1,009,555     |
|               |               |           | 前 受 金                |           |               |               |
|               | 737,471       | 186,156   | 預 り 金                | 186,156   | 737,471       |               |
|               | 12,330,090    |           | 企 業 債<br>( 流 動 負 債 ) |           | 24,707,517    | 12,377,427    |
|               | 448,000       |           | 引 当 金<br>( 流 動 負 債 ) |           | 448,000       |               |
|               |               |           | そ の 他 流 動 負 債        | 29,600    | 271,851       | 271,851       |
|               |               |           | 長 期 前 受 金            |           | 1,227,370,712 | 1,227,370,712 |
| 769,873,621   | 769,873,621   |           | 収 益 化 累 計 額          |           |               |               |
|               |               |           | ( 資 本 勘 定 )          |           |               |               |
|               |               |           | 資 本 金                |           | 567,594,701   | 567,594,701   |
|               |               |           | 資 本 剰 余 金            |           | 95,697,999    | 95,697,999    |
| 474,165,353   | 474,165,353   |           | 欠 損 金                |           |               |               |
| 3,812,070,956 | 3,954,934,543 | 3,801,453 | 合 計                  | 3,801,453 | 3,954,934,543 | 3,812,070,956 |

下水道事業会計試算表

令和7年 10月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目              | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |                      | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |                      | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 15,415,825     | 932         | 営 業 収 益              | 23,050,411  | 291,059,878    | 275,644,053    |
|                |                |             | 営 業 外 収 益            |             | 475,005,250    | 475,005,250    |
|                |                |             | 特 別 利 益              |             |                |                |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )          |             |                |                |
| 109,830,069    | 111,471,621    | 3,567,698   | 営 業 費 用              |             | 1,641,552      |                |
| 45,087,493     | 45,087,493     | 79,977      | 営 業 外 費 用            |             |                |                |
|                |                |             | 特 別 損 失              |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )          |             |                |                |
| 20,691,355,833 | 20,744,814,864 | 476,173     | 有 形 固 定 資 産          |             | 1,635,575,256  | 1,582,116,225  |
| 20,986,845     | 20,986,845     |             | 無 形 固 定 資 産          |             |                |                |
| 294,264,312    | 936,565,375    | 35,531,803  | 現 金 預 金              | 30,348,913  | 642,301,063    |                |
| 10,000         | 10,000         |             | つ り 銭 資 金            |             |                |                |
| 36,633,003     | 912,631,872    | 25,350,651  | 未 収 金                | 35,532,828  | 875,998,869    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金            |             | 1,716,902      | 1,716,902      |
|                |                |             | 短 期 貸 付 金            |             |                |                |
|                |                |             | 前 払 費 用              |             |                |                |
| 25,783,800     | 25,783,800     | 4,970,000   | 前 払 金                |             |                |                |
| 9,074,294      | 9,238,447      | 180,252     | そ の 他 流 動 資 産        |             | 164,153        |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 12,300,000     |             | 企 業 債<br>( 固 定 負 債 ) |             | 6,423,567,505  | 6,411,267,505  |
|                |                |             | 引 当 金<br>( 固 定 負 債 ) |             | 66,936,679     | 66,936,679     |
|                |                |             | 一 時 借 入 金            |             |                |                |
|                | 610,360,390    | 24,814,891  | 未 払 金                | 3,740,078   | 612,125,589    | 1,765,199      |
|                | 29,706         |             | 前 受 金                |             | 29,706         |                |
|                | 445,666,036    |             | 企 業 債<br>( 流 動 負 債 ) |             | 882,864,157    | 437,198,121    |
|                | 2,055,000      |             | 引 当 金<br>( 流 動 負 債 ) |             | 2,055,000      |                |
|                | 5,643,056      | 564,115     | そ の 他 流 動 負 債        | 2,864,262   | 25,667,294     | 20,024,238     |
|                |                |             | 長 期 前 受 金            |             | 9,464,290,711  | 9,464,290,711  |
| 925,583,930    | 925,583,930    |             | 収 益 化 累 計 額          |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 124,616,000    | 124,616,000 | 資 本 金                | 124,616,000 | 3,339,560,156  | 3,214,944,156  |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金            |             | 80,623,563     | 80,623,563     |
|                | 322,645,779    |             | 利 益 剰 余 金            |             | 449,722,756    | 127,076,977    |
| 22,158,609,579 | 25,270,906,039 | 220,152,492 | 合 計                  | 220,152,492 | 25,270,906,039 | 22,158,609,579 |

下水道事業会計試算表

令和7年 11月

(単位：円)

| 借              |                | 方           |    | 勘定科目          | 貸           |                | 方              |  |
|----------------|----------------|-------------|----|---------------|-------------|----------------|----------------|--|
| 残高             | 合計             |             | 当月 |               | 当月          | 累計             | 残高             |  |
|                | 累計             | 当月          |    |               |             |                |                |  |
|                |                |             |    | (収益勘定)        |             |                |                |  |
|                | 15,415,825     |             |    | 営業収益          | 33,974,211  | 325,034,089    | 309,618,264    |  |
|                |                |             |    | 営業外収益         |             | 475,005,250    | 475,005,250    |  |
|                |                |             |    | 特別利益          |             |                |                |  |
|                |                |             |    | (費用勘定)        |             |                |                |  |
| 131,157,237    | 132,798,789    | 21,327,168  |    | 営業費用          |             | 1,641,552      |                |  |
| 45,087,493     | 45,087,493     |             |    | 営業外費用         |             |                |                |  |
|                |                |             |    | 特別損失          |             |                |                |  |
|                |                |             |    | (資産勘定)        |             |                |                |  |
| 20,695,445,744 | 20,748,904,775 | 4,089,911   |    | 有形固定資産        |             | 1,635,575,256  | 1,582,116,225  |  |
| 20,986,845     | 20,986,845     |             |    | 無形固定資産        |             |                |                |  |
| 313,759,409    | 964,764,149    | 28,198,774  |    | 現金預金          | 8,703,677   | 651,004,740    |                |  |
| 10,000         | 10,000         |             |    | つり銭資金         |             |                |                |  |
| 45,803,783     | 950,001,426    | 37,369,554  |    | 未収金           | 28,198,774  | 904,197,643    |                |  |
|                |                |             |    | 貸倒引当金         |             | 1,716,902      | 1,716,902      |  |
|                |                |             |    | 短期貸付金         |             |                |                |  |
|                |                |             |    | 前払費用          |             |                |                |  |
| 25,783,800     | 25,783,800     |             |    | 前払金           |             |                |                |  |
| 11,315,937     | 11,480,090     | 2,241,643   |    | その他流動資産       |             | 164,153        |                |  |
|                |                |             |    | (負債勘定)        |             |                |                |  |
|                | 12,300,000     |             |    | 企業債<br>(固定負債) |             | 6,423,567,505  | 6,411,267,505  |  |
|                |                |             |    | 引当金<br>(固定負債) |             | 66,936,679     | 66,936,679     |  |
|                |                |             |    | 一時借入金         |             |                |                |  |
|                | 618,491,575    | 8,131,185   |    | 未払金           | 27,086,230  | 639,211,819    | 20,720,244     |  |
|                | 29,706         |             |    | 前受金           |             | 29,706         |                |  |
|                | 445,666,036    |             |    | 企業債<br>(流動負債) |             | 882,864,157    | 437,198,121    |  |
|                | 2,055,000      |             |    | 引当金<br>(流動負債) |             | 2,055,000      |                |  |
|                | 6,215,548      | 572,492     |    | その他流動負債       | 3,967,835   | 29,635,129     | 23,419,581     |  |
|                |                |             |    | 長期前受金         |             | 9,464,290,711  | 9,464,290,711  |  |
| 925,583,930    | 925,583,930    |             |    | 収益化累計額        |             |                |                |  |
|                |                |             |    | (資本勘定)        |             |                |                |  |
|                | 124,616,000    |             |    | 資本金           |             | 3,339,560,156  | 3,214,944,156  |  |
|                |                |             |    | 資本剰余金         |             | 80,623,563     | 80,623,563     |  |
|                | 322,645,779    |             |    | 利益剰余金         |             | 449,722,756    | 127,076,977    |  |
| 22,214,934,178 | 25,372,836,766 | 101,930,727 |    | 合計            | 101,930,727 | 25,372,836,766 | 22,214,934,178 |  |

下水道事業会計試算表

令和7年 12月

(単位：円)

| 借 方            |                |             | 勘 定 科 目              | 貸 方         |                |                |
|----------------|----------------|-------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|
| 残 高            | 合 計            |             |                      | 合 計         |                | 残 高            |
|                | 累 計            | 当 月         |                      | 当 月         | 累 計            |                |
|                |                |             | ( 収 益 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 15,415,825     |             | 営 業 収 益              | 21,965,294  | 346,999,383    | 331,583,558    |
|                |                |             | 営 業 外 収 益            |             | 475,005,250    | 475,005,250    |
|                |                |             | 特 別 利 益              |             |                |                |
|                |                |             | ( 費 用 勘 定 )          |             |                |                |
| 162,826,564    | 164,468,116    | 31,669,327  | 営 業 費 用              |             | 1,641,552      |                |
| 45,087,493     | 45,087,493     |             | 営 業 外 費 用            |             |                |                |
|                |                |             | 特 別 損 失              |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 産 勘 定 )          |             |                |                |
| 20,701,828,750 | 20,755,287,781 | 6,383,006   | 有 形 固 定 資 産          |             | 1,635,575,256  | 1,582,116,225  |
| 20,986,845     | 20,986,845     |             | 無 形 固 定 資 産          |             |                |                |
| 307,368,754    | 998,886,515    | 34,122,366  | 現 金 預 金              | 40,513,021  | 691,517,761    |                |
| 10,000         | 10,000         |             | つ り 銭 資 金            |             |                |                |
| 36,217,967     | 974,537,976    | 24,536,550  | 未 収 金                | 34,122,366  | 938,320,009    |                |
|                |                |             | 貸 倒 引 当 金            |             | 1,716,902      | 1,716,902      |
|                |                |             | 短 期 貸 付 金            |             |                |                |
|                |                |             | 前 払 費 用              |             |                |                |
| 27,707,600     | 27,707,600     | 1,923,800   | 前 払 金                |             |                |                |
| 14,316,755     | 14,480,908     | 3,000,818   | そ の 他 流 動 資 産        |             | 164,153        |                |
|                |                |             | ( 負 債 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 12,300,000     |             | 企 業 債<br>( 固 定 負 債 ) |             | 6,423,567,505  | 6,411,267,505  |
|                |                |             | 引 当 金<br>( 固 定 負 債 ) |             | 66,936,679     | 66,936,679     |
|                |                |             | 一 時 借 入 金            |             |                |                |
|                | 655,553,595    | 37,062,020  | 未 払 金                | 39,525,950  | 678,737,769    | 23,184,174     |
|                | 29,706         |             | 前 受 金                |             | 29,706         |                |
|                | 445,666,036    |             | 企 業 債<br>( 流 動 負 債 ) |             | 882,864,157    | 437,198,121    |
|                | 2,055,000      |             | 引 当 金<br>( 流 動 負 債 ) |             | 2,055,000      |                |
|                | 7,742,749      | 1,527,201   | そ の 他 流 動 負 債        | 3,724,457   | 33,359,586     | 25,616,837     |
|                |                |             | 長 期 前 受 金            | 374,000     | 9,464,664,711  | 9,464,664,711  |
| 925,583,930    | 925,583,930    |             | 収 益 化 累 計 額          |             |                |                |
|                |                |             | ( 資 本 勘 定 )          |             |                |                |
|                | 124,616,000    |             | 資 本 金                |             | 3,339,560,156  | 3,214,944,156  |
|                |                |             | 資 本 剰 余 金            |             | 80,623,563     | 80,623,563     |
|                | 322,645,779    |             | 利 益 剰 余 金            |             | 449,722,756    | 127,076,977    |
| 22,241,934,658 | 25,513,061,854 | 140,225,088 | 合 計                  | 140,225,088 | 25,513,061,854 | 22,241,934,658 |

## 議案第 23 号

### 美唄市職員倫理条例制定の件

美唄市職員倫理条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

### 美唄市職員倫理条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、職員が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、市民の不信を招くような行為を防止し、もって公務に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

#### (定義等)

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員及び同条第 3 項に規定する特別職に属する職員のうち常勤の職員(市長を除く。以下「特別職職員」という。)をいう。

2 この条例において「任命権者」とは、地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者(同条第 2 項の規定により権限を委任された者及び特別職職員を選任し、又は任命した者を含む。)をいう。

3 この条例において「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この条例の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

#### (職員倫理の遵守)

第3条 職員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを自覚し、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識するとともに、市民から信頼される職員となるように不断に公務員として倫理の高揚に努めなければならない。

2 職員は、関係法令に規定する服務上の義務を遵守し、公務員の職の信用を損なうことのないよう努めるとともに、公務が民主的かつ能率的に運営されるよう職務の遂行に努めなければならない。

3 職員は、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

4 職員は、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならず、その権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(利害関係者)

第4条 この条例において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者を除く。

(1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等及び美唄市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(第2条第4項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等(美唄市補助金等交付規則(平成11年規則第4号)第2条第1号に規定する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (3) 立入検査又は監査(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - (4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び美唄市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - (5) 行政指導(美唄市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - (6) 執行機関の行政組織が分掌する事務のうち事業に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等
  - (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(公務員倫理を監督する職員)

第5条 公務員倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき各執行機関及び議会に置かれる機関に、公務員倫理を監督する職員(以下「倫理監督監」という。)を置く。

2 前項の倫理監督監は、次に掲げる職をもってこれに充てる。

- (1) 市長部局 美唄市部設置条例(昭和48年条例第5号)に規定する部の長及び市立美唄病院事務局長
- (2) 上下水道事業部局 都市整備部長
- (3) 議会事務局 議会事務局長
- (4) 教育委員会事務局 教育部長
- (5) 消防 消防長
- (6) 前各号以外の各種委員会 総務部長

3 前項の公務員倫理を監督する職員は、職員に対する公務員倫理の保持に係る指導及び助言その他の公務員倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。

(倫理監督監への相談)

第6条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第8条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督監に相談するものとする。

(倫理監督監の責務)

第7条 倫理監督監は、この条例に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員からの前条又は第9条第2項の規定による相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、公務員倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 任命権者を助け、公務員倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(4) この条例に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。

2 倫理監督監は、その指定する職員に、この条例で定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為)

第8条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

- (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、第5号から第7号までに掲げる行為は、検査等の際には行つてはならない。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する飲食物が提供される会合等において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する会合等において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して前項第7号及び第8号に掲げる行為を行うこと。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけるものに限る。)並びに同項第7号及び第8号に掲げる行為にあつては、倫理監督

監が、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めたもの(常勤の特別職職員にあっては、当該行為を行うことが公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないものと自ら判断したもの)に限る。

- 3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第9条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係者の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督監に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における第1項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第10条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(贈与等の報告)

第 11 条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と当該職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が 1 件につき 5,000 円を超える場合に限る。)は、当該贈与等を受けた日から 30 日以内に贈与等報告書(別記様式)を、任命権者に提出しなければならない。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、速やかに当該贈与等報告書の写しを市長に提出しなければならない。

(報告書の保存)

第 12 条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これらを受理した任命権者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(懲戒処分の基準)

第 13 条 職員が行った行為が別表の左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、当該職員の職の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。ただし、当該行為が、当該職員の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価若しくは当該職員が請託を受けその地位を利用して他の職員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあつせんすること若しくはあつせんしたことの対価として供応接待若しくは財

産上の利益の供与を受けたものであるとき又はこれらの対価として第三者に対し供応接待若しくは財産上の利益の供与をさせたものであるときは、当該違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類は、免職又は停職とする。

(違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第 14 条 職員が別表の左欄に掲げる違反行為に該当する行為を二以上行ったときは、当該職員に対し、当該違反行為に応じ同表の右欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分。以下同じ。)より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前項の規定により重い懲戒処分を行うときは、別表の左欄に掲げる違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

(情状等による加重及び軽減等)

第 15 条 前 2 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

(1) 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。

(2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。

(3) 職員が管理又は監督の地位にあるなどその占める職の責任の度が特に高いとき。

(4) 職員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき、前 2 条の規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うときは、別表の左欄に掲げる違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分(前条の規定により最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる場合にあっては、当該重い懲戒処分)が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とすることを原則とする。

第 16 条 第 13 条又は第 14 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

2 前項の規定に基づき、第 13 条又は第 14 条の規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うときは、別表の左欄に掲げる違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も軽い懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあつては、当該種類の懲戒処分)が停職の場合にあつては減給、減給の場合にあつては戒告とすることを原則とする。

第 17 条 職員が行った行為が別表の左欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該職員が行った当該違反行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき(原則として当該違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類に戒告が含まれているときに限る。)は、懲戒処分を行わないことができる。

(別表に掲げられていない行為の取扱い)

第 18 条 職員が行った行為が違反行為に該当する場合であつて、別表の左欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

(倫理監督監に相談した場合の取扱い)

第 19 条 職員が、第 6 条又は第 9 条第 2 項に基づいて倫理監督監(第 5 条第 1 項の倫理監督監をいい、第 7 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項第 1 号の職務を行う職員を含む。以下同じ。)に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が別表の左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員に対し懲戒処分を行わないことができる。

(違反行為に該当する行為と一般服務義務違反行為を行った場合の取扱い)

第 20 条 職員が違反行為に該当する行為及び地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為(違反行為に該当する行為を除く。)を行ったことを理由として懲戒処分を行う場合にあつては、当該違反行為に応じ別表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことを妨げない。

(補則)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 13 条関係)

| 違反行為   | 懲戒処分の種類      |
|--|--------------|
| (1) 第 11 条第 1 項の規定に違反して贈与等報告書を提出しないこと。   | 戒告           |
| (2) 第 11 条第 1 項の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。                                    | 減給又は戒告       |
| (3) 第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること(第 18 号に掲げるものを除く。)                | 免職、停職、減給又は戒告 |
| (4) 第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること(第 18 号に掲げるものを除く。)                   | 免職又は停職       |
| (5) 第 8 条第 1 項第 2 号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。                                    | 減給又は戒告       |
| (6) 第 8 条第 1 項第 3 号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること(第 18 号に掲げるものを除く。)  | 減給又は戒告       |
| (7) 第 8 条第 1 項第 3 号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること(第 18 号に掲げるものを除く。) | 停職又は減給       |
| (8) 第 8 条第 1 項第 4 号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること(第 18 号に掲げるものを除く。)   | 免職、停職、減給又は戒告 |
| (9) 第 8 条第 1 項第 5 号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。                                   | 停職又は減給       |
| (10) 第 8 条第 1 項第 6 号の規定に違反して利害関係者から供給接待(飲食物の提供に限る。)を受けること(次号から第 13 号までに掲げるものを除く。)  | 減給又は戒告       |
| (11) 第 8 条第 1 項第 6 号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。   | 減給又は戒告       |
| (12) 第 8 条第 1 項第 6 号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること。         | 停職、減給又は戒告    |

|  |   |
|--|---|
| <p>(13) 第8条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。</p>  | <p>減給又は戒告</p>   |
| <p>(14) 第8条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(第11号に掲げるものを除く。)</p>  | <p>戒告</p>   |
| <p>(15) 第8条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること(第12号及び第13号に掲げるものを除く。)</p>   | <p>戒告</p>   |
| <p>(16) 第8条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること。</p>   | <p>第3号から前号までの左欄に掲げる違反行為に応じ当該各号の右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告</p> |
| <p>(17) 第10条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供給接待を繰り返し受け等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けること。</p>                      | <p>減給又は戒告</p>   |
| <p>(18) 第10条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。</p>           | <p>免職、停職又は減給</p>  |
| <p>(19) 第10条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。</p> | <p>減給又は戒告</p>   |



贈与等報告書

(宛先)美唄市長

所 属  
職氏名

|  |  |
|--|--|
| 贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日   |  |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実  |  |
| 贈与等の内容又は報酬の内容  |  |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額   |  |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠   |  |
| <p>                     供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた飲食物が提供される会合等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)                 </p> |  |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所   |  |
| <p>                     第2条第4項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)                 </p>                                |  |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係   |  |

- 注1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
- 2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載すること。
  - 3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載すること。
  - 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入すること。



議案第 24 号

美唄市基金条例の一部改正の件

美唄市基金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市基金条例の一部を改正する条例

美唄市基金条例(令和 3 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表美唄市国民健康保険支払準備基金の項の次に次のように加える。

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 美唄市環境整備<br>基金 | 環境施策の推進及び環境関連施設の整備に要する費用の財源に充てるため |
|---------------|-----------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 25 号

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 8 条第 1 項の規定により、美唄市過疎地域持続的発展市町村計画を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒



## 議案第 26 号

### 美唄市男女共同参画条例の全部改正の件

美唄市男女共同参画条例の全部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

### 美唄市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例

美唄市男女共同参画条例(平成 21 年条例第 38 号)の全部を改正する。

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。国際社会の共通目標である SDGs においても、人権尊重を基本とした誰一人取り残さないインクルーシブの理念が掲げられており、これを実現するための前提として、性別、年齢、障がいの有無及び程度、国籍等の様々な違いが、多様性として尊重されるべきこととされています。美唄市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下での平等と人権の尊重に向け、性別における差別や偏見の解消や、対等な参画機会の確保に向け多くの取組を続けてきました。しかし、ジェンダー平等に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残り、個人としての能力の発揮や活動の選択を制約しています。さらに近年では、性的指向、性自認等を理由とする差別や偏見の解消に向けた取組を求める声が強まっています。今後、市、市民、事業者等は、このことの意味と課題の重要性を深く認識し、協働して、あらゆる手立てを講じ、その解決と実現に向けた努力をしていくことが問われています。この男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のために託された現代的課題の重要性に鑑み、誰もが活躍できる社会、誰も孤立させない社会及び性別等による偏見のない社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現について基本理念を定め、美唄市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のため、総合的かつ計画的に推進を図り、実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。
- (2) 多様な性を尊重する社会 性別、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人相互に違いを認め、自分らしく生き、能力を發揮できる社会をつくることをいいます。
- (3) 市民 市内に居住する人、働く人、学ぶ人等、市内で活動するあらゆる個人をいいます。
- (4) 事業者等 営利、非営利等を問わず、市内で事業活動を行う法人、個人及び団体をいいます。
- (5) 性自認 自らの性別についての認識をいいます。
- (6) 性的指向 自己の恋愛感情又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいいます。
- (7) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認及び性的指向を含む。)をいいます。
- (8) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいいます。

ア ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- イ ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為をいいます。
- (9) セクシュアルハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること(同性に対するもの及び相手方の性的指向又は性自認にかかわらず行われるものを含む。)をいいます。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいいます。
- (11) パートナシップ制度 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した 2 人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいいます。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に向けた取組を推進します。

- (1) 全ての人々が、個人としての尊厳が重んじられ、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力、性別等による差別的取扱い、セクシュアルハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識及び当該役割分担が反映された社会的制度や慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び地域や職場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。

- (5) 全ての人、国際社会及び国内における男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (6) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障がいがあること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (7) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を支える意識及び行動の形成に向けた取組が行われること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 市は、率先して男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとします。
- 3 市は、市民、事業者等、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画並びに多様な性を尊重する社会実現の推進に取り組むものとします。
- 4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において積極的に推進するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の推進に努めるとともに、職場及び家庭生活における活動等を両立できる職場環境の整備に努めるものとします。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に関する施策に協力する役割を担うものとしします。

3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。

(禁止)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い又はその職場等においてセクシュアルハラスメントを行わせてはなりません。

2 市民は、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス又は性暴力を行ってはなりません。

3 市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認の公表を、本人に対して強制又は禁止してはなりません。

4 市、市民及び事業者等は、本人の意に反して、性的指向又は性自認を公表してはなりません。

5 市、市民及び事業者等は、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければなりません。

(基本的施策)

第8条 市長は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、次に掲げる基本的施策を行うものとしします。

(1) 学校、家庭等、あらゆる分野の教育において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を推進するため、必要な措置を講じるよう努めること。

(2) 雇用の分野における事業者等に対し、必要な情報の提供などの支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の実現状況について、適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(3) 自営の商工業又は農林業に従事する全ての人が、性別等にかかわらず、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供等の活動に必要な支援を行うよう努めること。

(4) 性別等による固定的な役割分担の意識及び当該役割分担が反映された社会的制度や慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮

し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できるよう、ジェンダー平等に必要な支援を行うよう努めること。

- (5) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び地域や職場における活動との調和のとれた生活を営むことができるよう努めること。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者等の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとします。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させるものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市長は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たり、配慮するものとします。

(パートナーシップ制度の実施)

第11条 市長は、パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者に対し、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとします。

(調査研究)

第12条 市長は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査研究及び情報の収集を行うものとします。

(啓発、普及及び広報)

第13条 市長は、市民及び事業者等に対して、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとします。

2 市長は、市民及び事業者等に対して、ジェンダー平等、男女共同参画及び多様な性の尊重に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとします。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなすものとします。

(美唄市営住宅管理条例の一部改正)

3 美唄市営住宅管理条例(平成 9 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「予約者」の次に「及び市長が告示する手続によりパートナーシップの宣誓を行ったパートナー」を加える。

(美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

4 美唄市特定公共賃貸住宅管理条例(平成 12 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「予約者」の次に「及び市長が告示する手続によりパートナーシップの宣誓を行ったパートナー」を加える。



議案第 27 号

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美唄市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

| 円      | 円      | 円      |
|--------|--------|--------|
| 12,900 | 13,700 | 14,500 |
| 11,300 | 12,100 | 12,900 |
| 9,700  | 10,500 | 11,300 |

」

を

「

| 円      | 円      | 円      |
|--------|--------|--------|
| 13,340 | 14,170 | 15,000 |
| 11,670 | 12,500 | 13,340 |
| 10,000 | 10,840 | 11,670 |

」

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の美唄市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美唄市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 28 号

### 美唄市火災予防条例の一部改正の件

美唄市火災予防条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

### 美唄市火災予防条例の一部を改正する条例

美唄市火災予防条例(昭和 61 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 を第 7 条の 3 とし、同条の見出し、同条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)以下同じ。)」に改め、同条の前に第 7 条の 2 として次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第16号から第17号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第51条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 29 号

南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する  
協議の件

南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会を設置することについて、  
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、  
岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、三笠市及び夕張市と別紙の規約  
により協議する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒



# 南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会規約(案)

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 協議会の組織（第 5 条—第 7 条）
- 第 3 章 協議会の会議（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第 11 条）
- 第 5 章 協議会の財務（第 12 条—第 14 条）
- 第 6 章 雑則（第 15 条—第 17 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （協議会の名称）

第 1 条 協議会の名称は、南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

#### （協議会を設ける構成団体）

第 2 条 協議会は、岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。

#### （協議会の担任する事務）

第 3 条 協議会は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び関係機関への情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

#### （協議会の事務所）

第 4 条 協議会の事務所は、岩見沢市 8 条東 10 丁目 2 番地 47（岩見沢地区消防事務組合内）に置く。

### 第 2 章 協議会の組織

#### （組織）

第 5 条 協議会は、会長、副会長、及び委員 5 名により組織する。

2 会長には岩見沢地区消防事務組合消防長を、副会長には南空知消防組合消防長、美唄市消防長、三笠市消防長及び夕張市消防長をもって充てる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、構成団体の消防職員のうちから、構成団体の消防長が協議により定めた職にある者を充てる。

5 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(協議会職員)

第6条 第3条の規定により協議会が管理し、及び執行する事務（以下「担当事務」という。）に従事する職員（以下この条において「協議会職員」という。）の定数及び構成団体の配分については、構成団体の消防長が協議して定める。

2 構成団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員をそれぞれの消防職員から選任する。

3 会長は、協議会職員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は協議会職員に職務上の義務違反、その他協議会職員として適さない非行があると認めるときは、その職員が属する構成団体の消防長に解任を求めることができる。

4 協議会職員は、構成団体の職員の身分を併任するものとする。

(事務処理のための組織)

第7条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

### 第3章 協議会の会議

(会議)

第8条 会議は、担当事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）の総数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して、会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副会長等の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営について必要な事項は会議で定める。

#### 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行の方法)

第11条 協議会は、担任事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行するときは、その事務に関する岩見沢地区消防事務組合の条例、規則その他の規程（以下「岩見沢地区消防事務組合通信規程等」という。）を構成団体の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

2 岩見沢地区消防事務組合の管理者は、第3条に係る岩見沢地区消防事務組合通信規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ構成団体の長と協議するものとする。

3 岩見沢地区消防事務組合の管理者は、前項の岩見沢地区消防事務組合通信規程等を制定し、又は改廃したときは、速やかにその旨を構成団体の長及び会長に通知するものとする。

#### 第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 担任事務に要する経費は、構成団体が負担する。

2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、構成団体の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとする。

3 南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市は、前項の規定による負担金を岩見沢地区消防事務組合に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第13条 担任事務のために用いる財産は、構成団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、その管理は協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理するときは、その管理に関する岩見沢地区消防事務組合の条例、規則、その他の規程（次項において「岩見沢地区消防事務組合財産条例等」という。）を構成団体の管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、岩見沢地区消防事務組合財産条例等の制定及び改廃について準用する。この場合において、「岩見沢地区消防事務組合通信規程等」とあるのは、「岩見沢地区消防事務組合財産条例等」と読み替える。

(その他の財務に関する事項)

第14条 この規約に定めがあるもののほか、協議会の財務に関する手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところによる。

#### 第6章 雑則

（事務処理の状況の報告等）

第15条 構成団体の長は、必要があると認めるときは、担当事務について会長に報告させ又はその事務について調査視察することができる。

（協議会解散の場合の処置）

第16条 協議会が解散した場合における担当事務の承継、及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、構成団体が協議して定める。

（協議会の規程）

第17条 協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な規程を設けることができる。

#### 附 則

この規約は、令和8年3月31日から施行する。

## 議案第 30 号

美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定  
の件

美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の  
ように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準(第 3 条)

第 2 節 運営に関する基準(第 4 条―第 32 条)

第 3 章 雑則(第 33 条)

附則

#### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者(法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準

の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、1 時間当たりの利用定員（法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第 2 節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年

内閣府令第 44 号) 第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第 30 条の 20 第 5 項(法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額

(法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認

定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 22 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらか

じめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項に定めるところにより、

乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

## (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 31 号

美唄市保育所条例等の一部改正の件

美唄市保育所条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市保育所条例等の一部を改正する条例

(美唄市保育所条例の一部を改正する条例)

第 1 条 美唄市保育所条例(昭和 45 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「市長が特別の事情があると認めるときは」を「市長は、必要があると認めるときは、」に改める。

(美唄市へき地保育所条例の一部を改正する条例)

第 2 条 美唄市へき地保育所条例(昭和 63 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市長が、特別の事情があると認めたと」を「市長は、必要があると認める」に改める。

(美唄市認定こども園条例の一部を改正する条例)

第 3 条 美唄市認定こども園条例(平成 24 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「保護者等が疾病、災害その他により生活が著しく困窮しているとき、その他」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 32 号

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

美唄市間口除雪事業条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市間口除雪事業条例の一部を改正する条例

美唄市間口除雪事業条例(平成 13 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「は除く」を「を含む」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第11号)

## 令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第11号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,182,550千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年3月2日提出

美唄市長 桜井 恒

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 16 国庫支出金 |         | 2,938,509  | 4,136   | 2,942,645  |
|          | 2 国庫補助金 | 1,338,281  | 4,136   | 1,342,417  |
| 17 道支出金  |         | 1,302,095  | 32,976  | 1,335,071  |
|          | 2 道補助金  | 613,797    | 32,976  | 646,773    |
| 19 寄附金   |         | 1,226,937  | 120,000 | 1,346,937  |
|          | 1 寄附金   | 1,226,937  | 120,000 | 1,346,937  |
| 21 繰越金   |         | 328,374    | 21,158  | 349,532    |
|          | 1 繰越金   | 328,374    | 21,158  | 349,532    |
| 23 市債    |         | 2,695,500  | 10,400  | 2,705,900  |
|          | 1 市債    | 2,695,500  | 10,400  | 2,705,900  |
| 歳入合計     |         | 20,993,880 | 188,670 | 21,182,550 |

## 2 歳出

(単位：千円)

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
| 2 総務費   |           | 1,543,112  | 124,136 | 1,667,248  |
|         | 1 総務管理費   | 1,142,064  | 2,288   | 1,144,352  |
|         | 4 戸籍住民登録費 | 50,550     | 1,848   | 52,398     |
|         | 7 基金造成費   | 221,666    | 120,000 | 341,666    |
| 6 農林費   |           | 1,178,188  | 51,451  | 1,229,639  |
|         | 1 農業費     | 1,147,829  | 51,451  | 1,199,280  |
| 10 教育費  |           | 1,548,409  | 11,858  | 1,560,267  |
|         | 1 教育総務費   | 376,363    | 11,858  | 388,221    |
| 14 諸支出金 |           | 2,953,852  | 1,225   | 2,955,077  |
|         | 1 特別会計支出金 | 2,950,782  | 1,225   | 2,952,007  |
| 歳出合計    |           | 20,993,880 | 188,670 | 21,182,550 |

## 第2表 繰越明許費補正

追加

| 款     | 項         | 事業名                     | 金額(千円) | 事業の概要                                     |
|-------|-----------|-------------------------|--------|---|
| 2 総務費 | 1 総務管理費   | 行政情報化運用事業               | 2,288  | 住民記録システム改修                                |
| 2 総務費 | 4 戸籍住民登録費 | 戸籍住民登録等事務               | 1,848  | 戸籍附票システム改修                                |
| 6 農林費 | 1 農業費     | 次世代農業促進生産基盤整備<br>特別対策事業 | 21,801 | 中村第1地区用水路<br>峰延1地区堤体補強工、斜樋工<br>峰延2地区転落防止柵 |
| 6 農林費 | 1 農業費     | 排水機場整備事業                | 26,000 | 沼の内排水機場附帯施設修繕                             |
| 7 商工費 | 1 商工費     | 中心市街地元気創出事業             | 3,751  | 中心市街地活性化基本計画策定                            |

## 第3表 債務負担行為補正

追加

| 事項                             | 期間     | 限度額                       |
|--------------------------------|--------|---------------------------|
| 国営北海土地改良事業負担金<br>(平成25年度着手2期分) | 令和10年度 | 地元負担割合事業費のうち<br>市負担分(田3%) |

## 第4表 地方債補正

変更

| 起債の目的       | 補正前          |                                       |  |  | 補正後          |                                       |  |  |
|-------------|--------------|---------------------------------------|--|--|--------------|---------------------------------------|--|--|
|             | 限度額          | 起債の方法                                 | 利率   | 償還の方法  | 限度額          | 起債の方法                                 | 利率   | 償還の方法  |
| 農業基盤<br>整備債 | 千円<br>69,000 | 普通貸借<br>(証書借入)<br>又は<br>証券発行<br>(登録債) | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。<br>ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。 | 千円<br>79,400 | 普通貸借<br>(証書借入)<br>又は<br>証券発行<br>(登録債) | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。<br>ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。 |

令和7年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第11号)

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
| 16 国庫支出金 | 2,938,509  | 4,136   | 2,942,645  |
| 17 道支出金  | 1,302,095  | 32,976  | 1,335,071  |
| 19 寄附金   | 1,226,937  | 120,000 | 1,346,937  |
| 21 繰越金   | 328,374    | 21,158  | 349,532    |
| 23 市債    | 2,695,500  | 10,400  | 2,705,900  |
| 歳入合計     | 20,993,880 | 188,670 | 21,182,550 |

(歳出)

| 款       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費   | 1,543,112  | 124,136 | 1,667,248  |
| 6 農林費   | 1,178,188  | 51,451  | 1,229,639  |
| 10 教育費  | 1,548,409  | 11,858  | 1,560,267  |
| 14 諸支出金 | 2,953,852  | 1,225   | 2,955,077  |
| 歳出合計    | 20,993,880 | 188,670 | 21,182,550 |

## 2 歳入

| 款 項 目 |   |          | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|---|----------|-----------|---------|-----------|
| 16    |   | 国庫支出金    | 2,938,509 | 4,136   | 2,942,645 |
|       | 2 | 国庫補助金    | 1,338,281 | 4,136   | 1,342,417 |
|       | 1 | 総務費国庫補助金 | 411,007   | 4,136   | 415,143   |
| 17    |   | 道支出金     | 1,302,095 | 32,976  | 1,335,071 |
|       | 2 | 道補助金     | 613,797   | 32,976  | 646,773   |
|       | 4 | 農林費道補助金  | 491,211   | 32,976  | 524,187   |
| 19    |   | 寄附金      | 1,226,937 | 120,000 | 1,346,937 |
|       | 1 | 寄附金      | 1,226,937 | 120,000 | 1,346,937 |
|       | 3 | 衛生費寄附金   | 300       | 30,000  | 30,300    |
|       | 6 | 教育費寄附金   | 600       | 90,000  | 90,600    |
| 21    |   | 繰越金      | 328,374   | 21,158  | 349,532   |
|       | 1 | 繰越金      | 328,374   | 21,158  | 349,532   |
|       | 1 | 繰越金      | 328,374   | 21,158  | 349,532   |
| 23    |   | 市債       | 2,695,500 | 10,400  | 2,705,900 |
|       | 1 | 市債       | 2,695,500 | 10,400  | 2,705,900 |
|       | 5 | 農林債      | 346,500   | 10,400  | 356,900   |

(一般会計)

(単位：千円)

| 補正額の財源内訳 |        |        |         |         |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| 特 定 財 源  |        |        |         | 一 般 財 源 |
| 国庫支出金    | 道支出金   | 地 方 債  | そ の 他   |         |
| 4,136    |        |        | 120,000 |         |
|          | 32,976 | 10,400 |         | 8,075   |
|          |        |        |         | 11,858  |
|          |        |        |         | 1,225   |
| 4,136    | 32,976 | 10,400 | 120,000 | 21,158  |

(単位：千円)

| 節  |                        | 区 分    | 金 額                    | 説 明            |
|----|------------------------|--------|------------------------|----------------|
|    |                        |        |                        |                |
| 4  | 社会保障・税番号制度システム整備費補助金   | 4,136  | 行政情報化運用事業<br>戸籍住民登録等事務 | 2,288<br>1,848 |
| 16 | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 | 10,415 | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業    |                |
| 17 | 農業水利施設保全管理推進交付金        | 17,940 | 排水機場整備事業               |                |
| 27 | 農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金 | 4,621  | 水利施設管理強化事業             |                |
| 3  | 環境衛生費寄附金               | 30,000 | 基金積立金                  |                |
| 6  | アルテピアッツァ美唄寄附金          | 90,000 | 基金積立金                  |                |
| 1  | 繰越金                    | 21,158 |                        |                |
| 1  | 農業基盤整備債                | 10,400 | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業    |                |

### 3 歳 出

| 款 項 目 |   |         | 補正前の額     | 補 正 額     | 計         | 補正額の財源内訳                       |                |               |
|-------|---|---------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------|----------------|---------------|
|       |   |         |           |           |           | 特定財源                           | 一般財源           |               |
| 2     |   | 総務費     | 1,543,112 | 124,136   | 1,667,248 | 124,136                        |                |               |
|       | 1 | 総務管理費   | 1,142,064 | 2,288     | 1,144,352 | 2,288                          |                |               |
|       |   | 13      | 情報化推進費    | 476,759   | 2,288     | 479,047                        | 国庫支出金<br>2,288 |               |
|       | 4 | 戸籍住民登録費 | 50,550    | 1,848     | 52,398    | 1,848                          |                |               |
|       |   | 1       | 戸籍住民登録費   | 50,550    | 1,848     | 52,398                         | 国庫支出金<br>1,848 |               |
|       | 7 | 基金造成費   | 221,666   | 120,000   | 341,666   | 120,000                        |                |               |
|       |   | 1       | 基金造成費     | 221,666   | 120,000   | 341,666                        | 寄附金<br>120,000 |               |
|       | 6 |         | 農林費       | 1,178,188 | 51,451    | 1,229,639                      | 43,376         | 8,075         |
|       |   | 1       | 農業費       | 1,147,829 | 51,451    | 1,199,280                      | 43,376         | 8,075         |
|       |   |         | 6         | 土地改良費     | 583,534   | 4,621                          | 588,155        | 道支出金<br>4,621 |
| 7     |   | ほ場整備費   | 155,978   | 20,830    | 176,808   | 道支出金<br>10,415<br>市債<br>10,400 | 15             |               |
| 9     |   | 排水機場管理費 | 211,302   | 26,000    | 237,302   | 道支出金<br>17,940                 | 8,060          |               |
| 10    |   | 教育費     | 1,548,409 | 11,858    | 1,560,267 |                                | 11,858         |               |
|       | 1 | 教育総務費   | 376,363   | 11,858    | 388,221   |                                | 11,858         |               |
|       |   | 2       | 教育振興費     | 371,861   | 11,858    | 383,719                        |                | 11,858        |
| 14    |   | 諸支出金    | 2,953,852 | 1,225     | 2,955,077 |                                | 1,225          |               |
|       | 1 | 特別会計支出金 | 2,950,782 | 1,225     | 2,952,007 |                                | 1,225          |               |
|       |   | 3       | 介護保険会計支出金 | 504,192   | 1,225     | 505,417                        |                | 1,225         |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節              |         | 説明                         |
|----------------|---------|----------------------------|
| 区分             | 金額      |                            |
|                |         | 地域及び行政の情報化推進等に要する経費        |
| 12 委託料         | 2,288   | 行政情報化運用事業 2,288            |
|                |         | 戸籍住民登録事務に要する経費             |
| 12 委託料         | 1,848   | 戸籍住民登録等事務 1,848            |
|                |         | 基金への積立金                    |
| 24 積立金         | 120,000 | 基金積立金 120,000              |
|                |         | 土地改良事業に要する経費               |
| 18 負担金補助及び交付金  | 4,621   | 水利施設管理強化事業 4,621           |
|                |         | ほ場整備及び土地改良センター運営に要する経費     |
| 18 負担金補助及び交付金  | 20,830  | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 20,830 |
|                |         | 排水機場の管理運営に要する経費            |
| 10 需用費         | 26,000  | 排水機場整備事業 26,000            |
|                |         | 学校、幼稚園教育の振興及び教職員住宅に要する経費   |
| 22 償還金、利子及び割引料 | 11,858  | 私立幼稚園施設型給付費負担金給付事業 11,858  |
|                |         | 介護保険会計に対する繰出金              |
| 27 繰出金         | 1,225   | 介護保険会計支出金 1,225            |

## 事 業 費 調

(単位：千円)

| 款     | 事 業 名               |        |            |      |   |
|-------|---------------------|--------|------------|------|---|
| 農林費   | 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 |        |            |      |   |
| 区 分   | 予算額                 | うち普通建設 | 普通建設事業財源内訳 |      | 計 画 の 概 要   |
|       |                     |        | 特定財源       | 一般財源 |   |
| 補 正 前 | 22,430              | 22,430 | 22,415     | 15   | 基幹水利施設整備(負担金)<br>峰延1地区 峰延2地区<br>中村第1地区  |
| 補 正   | 20,830              | 20,830 | 20,815     | 15   | 負担金の追加<br>峰延1地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業<br>中村第1地区 水利施設等保全高度化事業                         |
| 補 正 後 | 43,260              | 43,260 | 43,230     | 30   | 基幹水利施設整備(負担金)<br>峰延1地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業<br>中村第1地区 水利施設等保全高度化事業<br>峰延2地区 ため池整備事業 |

令和7年度

美唄市介護保険会計補正予算(第2号)

## 令和7年度 美唄市介護保険会計補正予算(第2号)

令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,179,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

美唄市長 桜井 恒

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款       | 項         | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 3 国庫支出金 |           | 807,784   | 1,223 | 809,007   |
|         | 2 国庫補助金   | 322,475   | 1,223 | 323,698   |
| 7 繰入金   |           | 513,819   | 1,225 | 515,044   |
|         | 1 一般会計繰入金 | 504,192   | 1,225 | 505,417   |
| 歳入合計    |           | 3,177,404 | 2,448 | 3,179,852 |

## 2 歳出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費 |         | 78,069    | 2,448 | 80,517    |
|       | 1 総務管理費 | 78,069    | 2,448 | 80,517    |
| 歳出合計  |         | 3,177,404 | 2,448 | 3,179,852 |



令和7年度

美唄市介護保険会計補正予算説明書(第2号)

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 3 国庫支出金 | 807,784   | 1,223 | 809,007   |
| 7 繰入金   | 513,819   | 1,225 | 515,044   |
| 歳入合計    | 3,177,404 | 2,448 | 3,179,852 |

(歳出)

| 款     | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費 | 78,069    | 2,448 | 80,517    |
| 歳出合計  | 3,177,404 | 2,448 | 3,179,852 |

## 2 歳入

|   |   | 款 項 目        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|---|---|--------------|---------|-------|---------|
| 3 | 2 | 国庫支出金        | 807,784 | 1,223 | 809,007 |
|   |   | 国庫補助金        | 322,475 | 1,223 | 323,698 |
|   |   | 3 介護保険事業費補助金 | 0       | 1,223 | 1,223   |
| 7 | 1 | 繰入金          | 513,819 | 1,225 | 515,044 |
|   |   | 一般会計繰入金      | 504,192 | 1,225 | 505,417 |
|   |   | 1 一般会計繰入金    | 504,192 | 1,225 | 505,417 |

(介護保険会計)

## 3 歳出

|   |   | 款 項 目   | 補正前の額  | 補正額   | 計      | 補正額の財源内訳       |       |
|---|---|---------|--------|-------|--------|----------------|-------|
|   |   |         |        |       |        | 特定財源           | 一般財源  |
| 1 | 1 | 総務費     | 78,069 | 2,448 | 80,517 | 1,223          | 1,225 |
|   |   | 総務管理費   | 78,069 | 2,448 | 80,517 | 1,223          | 1,225 |
|   |   | 1 一般管理費 | 65,056 | 2,448 | 67,504 | 国庫支出金<br>1,223 | 1,225 |

(介護保険会計)

(単位：千円)

| 補正額の財源内訳 |      |       |       |         |
|----------|------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源  |      |       |       | 一 般 財 源 |
| 国庫支出金    | 道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 1,223    |      |       |       | 1,225   |
| 1,223    |      |       |       | 1,225   |

(単位：千円)

| 節            |       | 説 明 |
|--------------|-------|-----|
| 区 分          | 金 額   |     |
|              |       |     |
| 1 介護保険事業費補助金 | 1,223 |     |
|              |       |     |
| 1 一般会計繰入金    | 1,225 |     |

(単位：千円)

| 節      |       | 説 明               |
|--------|-------|-------------------|
| 区 分    | 金 額   |                   |
|        |       |                   |
|        |       |                   |
|        |       | 介護保険の一般管理事務に要する経費 |
| 12 委託料 | 2,448 | 一般管理事務 2,448      |



令和7年度 美唄市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第11号

令和7年度 美唄市水道事業会計補正予算(第1号)

第 1 条 令和7年度美唄市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度美唄市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

|            |            | 収 入        |            |  |
|------------|------------|------------|------------|--|
| ( 科 目 )    | (既決予定額)    | (補正予定額)    | ( 計 )      |  |
| 第1款 水道事業収益 | 643,973 千円 | △ 5,764 千円 | 638,209 千円 |  |
| 第2項 営業外収益  | 118,766 千円 | △ 5,764 千円 | 113,002 千円 |  |

|            |            | 支 出      |            |  |
|------------|------------|----------|------------|--|
| ( 科 目 )    | (既決予定額)    | (補正予定額)  | ( 計 )      |  |
| 第1款 水道事業費用 | 648,918 千円 | 7,238 千円 | 656,156 千円 |  |
| 第2項 営業外費用  | 46,589 千円  | 7,238 千円 | 53,827 千円  |  |

令和8年3月2日提出

美唄市長 桜井 恒

令和7年度 美唄市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

| 款        | 項       | 目        | 既決予定額         | 補正予定額         | 計             | 備考            |
|----------|---------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 水道事業収益 |         |          | 千円<br>643,973 | 千円<br>△ 5,764 | 千円<br>638,209 |               |
|          | 2 営業外収益 |          | 118,766       | △ 5,764       | 113,002       |               |
|          |         | 4 消費税還付金 | 5,764         | △ 5,764       | 0             | 消費税及び地方消費税の補正 |

支 出

| 款        | 項       | 目     | 既決予定額         | 補正予定額       | 計             | 備考            |
|----------|---------|-------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| 1 水道事業費用 |         |       | 千円<br>648,918 | 千円<br>7,238 | 千円<br>656,156 |               |
|          | 2 営業外費用 |       | 46,589        | 7,238       | 53,827        |               |
|          |         | 3 消費税 | 0             | 7,238       | 7,238         | 消費税及び地方消費税の補正 |

令和7年度 美唄市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 当期純損失             | △ 29,886 |
| 減価償却費             | 238,988  |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 2,568    |
| 賞与引当金の増減額(△は減少)   | 16       |
| 長期前受金戻入額          | △ 55,055 |
| 支払利息              | 46,419   |
| 資産減耗費             | 1,818    |
| 未収金の増減額(△は増加)     | △ 88     |
| 貯蔵品の増減額(△は増加)     | 100      |
| 未払金の増減額(△は減少)     | △ 2,971  |
| 未払消費税の増減額(△は減少)   | 6,442    |
| 前受金の増減            | △ 1,088  |
| 小計                | 207,263  |
| 利息の支払額            | △ 46,419 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー  | 160,844  |

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 有形固定資産の取得による支出   | △ 289,296 |
| 工事負担金収入          | 14,728    |
| 下水道会計負担金収入       | 638       |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 273,930 |

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 企業債による収入         | 279,300   |
| 企業債の返済による支出      | △ 239,237 |
| 他会計からの出資による収入    | 53,087    |
| 他会計からの補助による収入    | 7,160     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 100,310   |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 4 資金増加額(または減少額) | △ 12,776 |
| 5 資金期首残高        | 119,938  |
| 6 資金期末残高        | 107,162  |

令和7年度 美唄市水道事業予定貸借対照表

[当年度分]

(令和8年3月31日)

資産の部

|            |                    |                  |                         |
|------------|--------------------|------------------|-------------------------|
| 1 固定資産     |                    |                  | (単位:千円)                 |
| (1) 有形固定資産 |                    |                  |                         |
| イ土地        |                    | 8,547            |                         |
| ロ建物        | 164,704            |                  |                         |
| 減価償却累計額    | <u>△ 128,979</u>   | 35,725           |                         |
| ハ構築物       | 11,580,227         |                  |                         |
| 減価償却累計額    | <u>△ 5,763,759</u> | 5,816,468        |                         |
| ニ機械及び装置    | 643,881            |                  |                         |
| 減価償却累計額    | <u>△ 431,901</u>   | 211,980          |                         |
| ホ車両運搬具     | 12,898             |                  |                         |
| 減価償却累計額    | <u>△ 10,415</u>    | 2,483            |                         |
| ヘ工具器具及び備品  | 8,176              |                  |                         |
| 減価償却累計額    | <u>△ 6,935</u>     | 1,241            |                         |
| ト建設仮勘定     |                    | 56,690           |                         |
| 有形固定資産合計   |                    | <u>6,133,134</u> |                         |
| (2) 無形固定資産 |                    |                  |                         |
| イ水利権       |                    | 682              |                         |
| ロ電話加入権     |                    | 458              |                         |
| 無形固定資産合計   |                    | <u>1,140</u>     |                         |
| 固定資産合計     |                    |                  | <u>6,134,274</u>        |
| 2 流動資産     |                    |                  |                         |
| (1) 現金預金   |                    | 107,162          |                         |
| (2) 未収金    | 14,418             |                  |                         |
| 貸倒引当金      | <u>△ 5,066</u>     | 9,352            |                         |
| (3) 貯蔵品    |                    | 12,709           |                         |
| 流動資産合計     |                    | <u>129,223</u>   |                         |
| 資産合計       |                    |                  | <u><u>6,263,497</u></u> |

負債の部

|             |  |             |                  |
|-------------|--|-------------|------------------|
| 3 固定負債      |  |             |                  |
| (1) 企業債     |  | 3,152,463   |                  |
| (2) 退職給付引当金 |  | 54,311      |                  |
| 固定負債合計      |  |             | 3,206,774        |
| 4 流動負債      |  |             |                  |
| (1) 未払金     |  | 11,726      |                  |
| (2) 預り金     |  | 900         |                  |
| (3) 企業債     |  | 235,880     |                  |
| (4) 賞与引当金   |  | 2,120       |                  |
| 流動負債合計      |  |             | 250,626          |
| 5 繰延収益      |  |             |                  |
| (1) 長期前受金   |  | 2,877,011   |                  |
| (2) 収益化累計額  |  | △ 1,292,034 |                  |
| 繰延収益合計      |  |             | 1,584,977        |
| 負債合計        |  |             | <u>5,042,377</u> |

資本の部

|               |         |         |                  |
|---------------|---------|---------|------------------|
| 6 資本金         |         |         | 893,034          |
| 7 剰余金         |         |         |                  |
| (1) 資本剰余金     |         |         |                  |
| イ 国庫補助金       | 24,909  |         |                  |
| ロ 道補助金        | 890     |         |                  |
| ハ 工事負担金       | 59,165  |         |                  |
| ニ 受贈財産評価額     | 14,248  |         |                  |
| ホ 一般会計補助金     | 13,114  |         |                  |
| 資本剰余金合計       |         | 112,326 |                  |
| (2) 利益剰余金     |         |         |                  |
| イ 当年度未処分利益剰余金 | 215,760 |         |                  |
| 利益剰余金合計       |         | 215,760 |                  |
| 剰余金合計         |         |         | 328,086          |
| 資本合計          |         |         | <u>1,221,120</u> |
| 負債資本合計        |         |         | <u>6,263,497</u> |

予算説明

収益的収入

| 款<br>項<br>目 | 本年度予算額  |         |         | 補正予定額の内訳              |
|-------------|---------|---------|---------|-----------------------|
|             | 既決予定額   | 補正予定額   | 計       |                       |
|             | 千円      | 千円      | 千円      |                       |
| 1 水道事業収益    | 643,973 | △ 5,764 | 638,209 | 千円                    |
| 2 営業外収益     | 118,766 | △ 5,764 | 113,002 |                       |
| 4 消費税還付金    | 5,764   | △ 5,764 | 0       | 消費税及び地方消費税還付金 △ 5,764 |
| 収益的支出合計     | 643,973 | △ 5,764 | 638,209 |                       |

収益的支出

| 款<br>項<br>目 | 本年度予算額  |          |          | 補正予定額の内訳         |
|-------------|---------|----------|----------|------------------|
|             | 既決予定額   | 補正予定額    | 計        |                  |
|             | 千円      | 千円       | 千円       |                  |
| 1 水道事業費用    | 648,918 | 7,238    | 656,156  | 千円               |
| 2 営業外費用     | 46,589  | 7,238    | 53,827   |                  |
| 3 消費税       | 0       | 7,238    | 7,238    | 消費税及び地方消費税 7,238 |
| 収益的支出合計     | 648,918 | 7,238    | 656,156  |                  |
| 収入支出差引残高    | △ 4,945 | △ 13,002 | △ 17,947 |                  |



令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第12号

令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)

第 1 条 令和7年度美唄市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度美唄市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| ( 科 目 ) |         | 支 出          |          | ( 計 )        |
|---------|---------|--------------|----------|--------------|
|         |         | (既決予定額)      | (補正予定額)  |              |
| 第 1 款   | 下水道事業費用 | 1,188,252 千円 | 9,645 千円 | 1,197,897 千円 |
| 第 2 項   | 営業外費用   | 87,922 千円    | 9,645 千円 | 97,567 千円    |

令和8年3月2日提出

美唄市長 桜井 恒

令和7年度 美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益の支出

支 出

| 款         | 項       | 目     | 既決予定額           | 補正予定額       | 計               | 備考         |
|-----------|---------|-------|-----------------|-------------|-----------------|------------|
| 1 下水道事業費用 |         |       | 千円<br>1,188,252 | 千円<br>9,645 | 千円<br>1,197,897 |            |
|           | 2 営業外用費 |       | 87,922          | 9,645       | 97,567          |            |
|           |         | 2 消費税 | 780             | 9,645       | 10,425          | 消費税及び地方消費税 |

令和7年度 美唄市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 当期純利益             | 116,598   |
| 減価償却費             | 795,931   |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 1,970     |
| 賞与引当金の増減額(△は減少)   | 779       |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少)   | 51        |
| 長期前受金戻入額          | △ 356,621 |
| 支払利息              | 87,112    |
| 資産減耗費             | 4,151     |
| 未収金の増減額(△は増加)     | 9,090     |
| 未払金の増減額(△は減少)     | 371       |
| 前受金の増減額(△は減少)     | △ 30      |
| 未払消費税の増減額(△は減少)   | 10,425    |
| 小計                | 669,827   |
| 利息の支払額            | △ 87,112  |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー  | 582,715   |

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 有形固定資産の取得による支出   | △ 186,350 |
| 無形固定資産の取得による支出   | △ 35,749  |
| 国庫補助金による収入       | 48,273    |
| 負担金による収入         | 1,114     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 172,712 |

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 企業債による収入         | 308,200   |
| 企業債の返済による支出      | △ 882,875 |
| 他会計からの出資による収入    | 136,916   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 437,759 |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 4 資金増加額(または減少額) | △ 27,756 |
| 5 資金期首残高        | 59,382   |
| 6 資金期末残高        | 31,626   |

令和7年度 美唄市下水道事業予定貸借対照表

[当年度分]

(令和8年3月31日)

資産の部

|            |                    |                   |                          |
|------------|--------------------|-------------------|--------------------------|
| 1 固定資産     |                    |                   | (単位:千円)                  |
| (1) 有形固定資産 |                    |                   |                          |
| イ土地        |                    | 251,611           |                          |
| ロ構築物       | 19,914,250         |                   |                          |
| 減価償却累計額    | <u>△ 2,219,836</u> | 17,694,414        |                          |
| ハ機械及び装置    | 691,441            |                   |                          |
| 減価償却累計額    | <u>△ 156,951</u>   | 534,490           |                          |
| ニ工具器具及び備品  | 2,395              |                   |                          |
| 減価償却累計額    | <u>△ 537</u>       | 1,858             |                          |
| ホ建設仮勘定     |                    | 8,920             |                          |
| 有形固定資産合計   |                    | <u>18,491,293</u> |                          |
| (2) 無形固定資産 |                    |                   |                          |
| イ施設利用権     |                    | 56,013            |                          |
| 無形固定資産合計   |                    | <u>56,013</u>     |                          |
| 固定資産合計     |                    |                   | <u>18,547,306</u>        |
| 2 流動資産     |                    |                   |                          |
| (1) 現金預金   |                    | 31,616            |                          |
| (2) つり銭資金  |                    | 10                |                          |
| (3) 未収金    |                    | 8,120             |                          |
| 貸倒引当金      | <u>△ 1,768</u>     | 6,352             |                          |
| 流動資産合計     |                    |                   | <u>37,978</u>            |
| 資産合計       |                    |                   | <u><u>18,585,284</u></u> |

負債の部

(単位:千円)

|             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 3 固定負債      |             |            |
| (1) 企業債     | 5,917,348   |            |
| (2) 退職給付引当金 | 68,907      |            |
| 固定負債合計      |             | 5,986,255  |
| 4 流動負債      |             |            |
| (1) 未払金     | 12,425      |            |
| (2) 企業債     | 802,108     |            |
| (3) 賞与引当金   | 2,834       |            |
| 流動負債合計      |             | 817,367    |
| 5 繰延収益      |             |            |
| (1) 長期前受金   | 9,512,324   |            |
| (2) 収益化累計額  | △ 1,282,205 |            |
| 繰延収益合計      |             | 8,230,119  |
| 負債合計        |             | 15,033,741 |

資本の部

|              |         |            |
|--------------|---------|------------|
| 6 資本金        |         | 3,227,244  |
| 7 剰余金        |         |            |
| (1) 資本剰余金    |         |            |
| イ受贈財産評価額     | 78,187  |            |
| ロ一般会計補助金     | 2,437   |            |
| 資本剰余金合計      |         | 80,624     |
| (2) 利益剰余金    |         |            |
| イ当年度未処分利益剰余金 | 243,675 |            |
| 利益剰余金合計      |         | 243,675    |
| 剰余金合計        |         | 324,299    |
| 資本合計         |         | 3,551,543  |
| 負債資本合計       |         | 18,585,284 |

予算説明

収 益 的 支 出

| 款<br>項<br>目 | 本 年 度 予 算 額 |         |           | 補正予定額の内訳         |
|-------------|-------------|---------|-----------|------------------|
|             | 既決予定額       | 補正予定額   | 計         |                  |
|             | 千円          | 千円      | 千円        |                  |
| 1 下水道事業費用   | 1,188,252   | 9,645   | 1,197,897 | 千円               |
| 2 営業外費用     | 87,922      | 9,645   | 97,567    |                  |
| 2 消費税       | 780         | 9,645   | 10,425    | 消費税及び地方消費税 9,645 |
| 収益的支出合計     | 1,188,252   | 9,645   | 1,197,897 |                  |
| 収入支出差引残高    | 127,929     | △ 9,645 | 118,284   |                  |